利用権設定（農業経営基盤強化促進法）から

農地中間管理事業への切り替えのご案内

平素は、多気町の農業振興にご協力いただき、まことにありがとうございます。

　さて、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和７年４月以降、多気町で実施していた農地の『利用権』（耕作権等）の新規設定（更新）が出来なくなり、公益財団法人三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）が行う『農地中間管理事業』での『利用権』設定のみご利用が可能となります。つきましては、令和7年4月以降の利用権設定については、農地中間管理事業に切り替わりますので、ご承知おきください。

また、農地中間管理事業の『利用権』の設定には、約３か月程度の期間が必要となりますので、更新及び新規設定を希望される方は、***１０月２４日（金）***までに、同封の「同意書（別記様式１）」等をご提出いただきますようお願いします。

　農地中間管理事業の『利用権』に関するお問い合わせ先

多気町農業委員会（多気町農林課内）

　　　住　　所　多気町相可１６００番地

　　　電話番号　０５９８－３８－１１１７

現在、多気町で契約中の農業経営基盤強化促進法の『利用権』は、期間満了まで継続されます。契約満了時のみ手続きが必要となりますのでご注意ください。

　農地中間管理事業の『利用権』設定の更新スケジュール

**従前の更新スケジュール**

**更新日：６月２５日・１２月２５日・３月２５日　（年３回）**

**令和７年４月以降の更新スケジュール**

**更新日：７月１日・１月１日　（年２回）**

**提出期限　７月１日更新（従前の６月２５日更新分）・・・４月中旬まで**

**１月１日更新（従前の１２月２５日・３月２５日更新分）・・・１０月中旬まで**

農地中間管理事業の利用権設定について

　農地中間管理事業とは、自分で耕作が出来なくなった農地等を、将来的に地域の農業を担う農業者（担い手）に耕作する権利を設定することで、効率的に農地を集積・集約化していくことを目指したもので、三重県が認可する「農用地利用集積等促進計画（促進計画）」に基づき、農地中間管理機構を仲介して耕作等の利用権が設定されます。

農地中間管理事業の利用権設定のイメージとフロー

地権者（出し手）

（農地中間管理機構に

　権利の設定をする方）

担い手（受け手）

（農地中間管理機構から

権利の設定を受ける方）

同意書作成

期間や利用権の種類（金納・物納・使用貸借）などを双方で協議して決定

同意書提出

出し手又は担い手のどちらかが提出

【申込先】

多気町農業委員会

（利用権の設定）

賃料  
（金納）

賃料（物納）

直接授受

賃料  
（金納）

１

３

２

利用権

（農地の借受）

３

利用権

（農地の貸付）

３

４

４

４

農地中間管理機構

（三重県農林水産支援センター）

（農地バンク）

意見照会

回答・要請

「地域計画」とは

農地の出し手は、期間を定めて農地を預ける為、安心して貸すことができます。賃料も公的機関から振り込まれますので安心です！

農地の受け手は、安定的にまとめて農地を借りることができ、経営規模拡大が図れます。賃料の支払い事務なども軽減できます！

公的機関が間に入りますので、出し手・受け手双方が安心です！

メリット

「地域計画」とは、各地域の農業の将来像を示した計画で、「誰」がどの「農地」を耕作するかを「目標地図」で示しています。

ご　注　意

　お問合せ：多気町農業委員会（多気町農林課内） ☎059838-1117

・中間管理事業の賃借期間は、原則１０年以上としております。特に３年未満の年数で設定したい場合は、多気町農業委員会までご相談ください。

・賃料は原則、「金納」「物納」「使用貸借（無料）」いずれかの方法をお選びいただくこととなります。なお、「物納」の場合は、出し手と受け手で直接受け渡しを行うことになります。

また、金納と物納が混在するなどの場合、直接、借り手・貸し手で賃料の受け渡しを行っていただく「**直接授受**」という方法もあります。